

◎**学生納付金等の延納・分割納入にかかわる特別措置**

金融機関からの教育資金借入手続等の理由で、入学手続き時に納入すべき学生納付金等の全額を納入することが困難な場合、入学金の納入を条件に延納・分割納入をすることができます。合格後、入試センターへご連絡ください。問い合わせ先：024-573-0019